

足柄上郡病児保育事業の実施について

1 病児保育事業とは

児童が病氣中又は病氣の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所や医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うという保育サービスです。

2 事業実施の経過

足柄上郡5町では、各町の「子ども・子育て支援事業計画」で実施を検討している病児・病後児保育について、小規模な自治体では実施が困難であることから、平成27年度より、足柄上郡5町において広域圏での実施に向けた検討を開始しました。その間、圏域内の医療機関に事業実施の打診等をしましたが実施には至りませんでした。

そのような中、平成28年度に入り、足柄上郡内で高齢者施設等を運営する社会福祉法人より、病児保育を実施したい旨の申し出があり、事業実施に向けた協議を重ね、平成29年度からは「あしがら地域創生連絡推進協議会」に協議の場を移し検討してきました。

3 実施主体等

足柄上郡5町（中井町・大井町・松田町・山北町・開成町）

〔 開成町が事業の取りまとめ（法人との契約、支払い、補助金申請 等）
他の4町は開成町に負担金として支出する。 〕

4 実施場所 開成町みなみ地区（予定）

5 実施時期 平成30年10月（予定）

6 事業の内容

事業種別	病児保育事業
対象児童	生後4か月～小学校3年まで 足柄上郡内に住民登録があり、保育に欠ける児童を対象
利用定員	1日6人まで
保育時間等	午前7時30分～午後6時30分 (休み) 土・日・祝日・年末年始
利用料金	1日2,000円 ただし、生活保護世帯は全額、住民税非課税世帯は半額を減免